ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。」（前文関係）

2　総則

(一)　目的

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下(二)において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいうこととした。（第二条関係）

(三)　基本理念

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならないこととした。（第三条関係）

(四)　国及び地方公共団体の責務

(1)　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有することとした。（第四条第一項関係）

(2)　地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとした。（第四条第二項関係）

3　基本的施策

(一)　相談体制の整備

(1)　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備することとした。（第五条第一項関係）

(2)　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めることとした。（第五条第二項関係）

(二)　教育の充実等

(1)　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うこととした。（第六条第一項関係）

(2)　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めることとした。（第六条第二項関係）

(三)　啓発活動等

(1)　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うこととした。（第七条第一項関係）

(2)　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めることとした。（第七条第二項関係）

4　その他

(一)　不当な差別的言動に係る取組についての検討

不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられることとした。（附則第二項関係）

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三三号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、九州観光支援交付金を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第二三四号）（厚生労働省）

1　児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二三五号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

1　国民年金法（昭和三四年法律第一四一号）第三条第三項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。）が行うこととする事務として、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第六四号。以下「平成二六年改正法」という。）附則第一四条第一項に規定する申請（以下「納付猶予申請」という。）の受理及び納付猶予申請に係る事実についての審査に関する事務を加えることとした。（第一条の二関係）

2　国民年金法附則第九条の四の七等に基づく同法等の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかった場合等における保険料の納付等が可能となる手続として、納付猶予申請を加えることとした。（第一四条の一六関係）

二　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

1　国民年金法施行令（昭和三四年政令第一八四号）第六条の七の規定は、平成二六年改正法附則第一四条第一項第一号の政令で定める額について準用することとした。（第一一条関係）

2　国民年金法施行令第六条の一〇の規定は、平成二六年改正法附則第一四条第一項第一号に規定する所得の範囲について準用することとした。（第一四条関係）

3　国民年金法施行令第六条の一一の規定は、平成二六年改正法附則第一四条第一項第一号に規定する所得の額の計算方法について準用することとした。（第一五条関係）

三　この政令は、平成二八年七月一日から施行することとした。